

## ■ マイナンバーカードの更新手続き

### 有効期限と更新手続き

#### ■ マイナンバーカードの電子証明書は5年ごとに更新手続きが必要です

- ・ 電子証明書は、安全性維持のため5年間の有効期限があり、期限の2～3ヶ月前に地方公共団体が送付する「有効期限通知書」とマイナンバーカード持参し、市区町村の窓口で更新手続きをして下さい。

#### ■ マイナンバーカード自体の有効期限は10年です（18歳未満は5年）

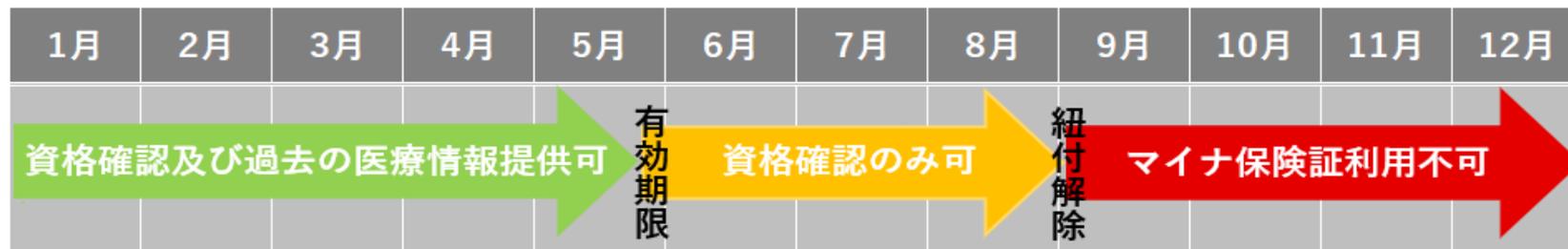
- ・ 顔写真付き身分証明書として、容姿の変化に合わせて10年ごとに更新手続きが必要です。① スマートフォン ② PC ③ 証明用写真機 ④ 郵送 のいずれかで申請、市区町村の窓口で受け取りとなります。

### マイナ保険証の有効期限について

#### ■ 電子証明書の有効期限から3ヶ月経過するとマイナ保険証は使用できません

- ・ 有効期限が切れてから3ヶ月間（有効期限満了日が属する月の末日から3か月間）は、マイナ保険証の資格は有効（医療機関へ過去の医療・薬剤情報の提供は不可）ですが、4カ月目以降は紐づけ解除。

例）電子証明書の有効期限が5月24日で、更新手続きをしなかった場合

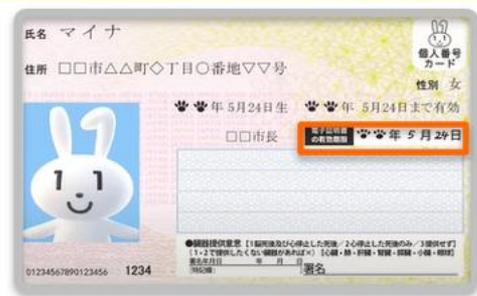


# ■ マイナンバーカードの更新手続き

## 電子証明書(有効期限日)の確認方法

### ■ 券面で確認する方法

カードの券面に手書きで記載  
(マイナンバーカードの有効期限の下)



### ■ マイナポータルで確認する方法

マイナポータルにログインして、マイナンバーカードのボタンを押すと確認できます



【有効期限・更新動画】←

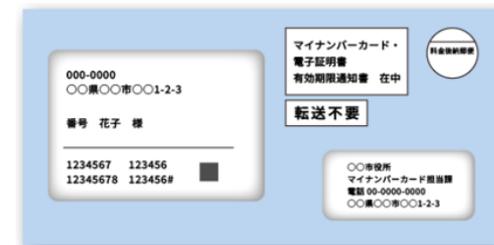


## マイナンバーカード・電子証明書有効期限 通知書

### ■ 有効期限を知らせる通知書が2~3ヶ月前に届きます

- ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」が届きます。
- ・届いたら同封物を確認し、市区町村の窓口で更新手続き等を行います。
- ・更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です。

【マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書】



【電子証明書の更新手続きリーフレット】

